

Title	輸入統制の目的
Author(s)	谷口, 吉彦
Citation	経済論叢 (1937), 44(3): 389-410
Issue Date	1937-03-01
URL	https://doi.org/10.14989/130911
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十四第

行發日一月三年二十和昭

論叢

賣上税の課税方法

法學博士 神戸正雄

國民生命史觀

經濟學博士 石川興二

貸借對照表の問題

經濟學博士 蜷川虎三

時論

輸入統制の目的

經濟學博士 谷口吉彦

研究

國際的再保險と爲替相場の變動

經濟學士 佐波宣平

シユラーの保護貿易論

經濟學士 岡倉伯士

ミッダルの貨幣論について

經濟學士 服部新一

說苑

土地利用組合に關する一資料

經濟學博士 八木芳之助

スタハノフ運動

經濟學士 大塚一朗

農民の税外負擔

經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

輸入統制の目的

谷口吉彦

目次

- 一、輸入統制と世界恐慌
- 二、諸外國における輸入統制の目的
- 三、吾國における輸入統制の目的
- 四、輸入統制の目標

一、輸入統制と世界恐慌

廣く輸入統制といふ時は、從來の如き關稅による輸入の制限をも包含しうるが、こゝでは之を狹義に解して、輸入の數量的統制を意味することとする。今日の吾國において現實の問題となつてゐる輸入統制は、この狹義における輸入統制即ち輸入數量に對する直接の統制に外ならぬからである。

言ふまでもなく輸入統制は輸出統制と共に、今日の貿易統制の兩面をなすものではあるが、併し從來わが國において現實の問題となつた貿易統制は、殆んど輸出統制に限られ、輸入統制はたゞ例外的に、通商擁護法の發動した場合にのみ一時的に行はれたに過ぎなかつた。之に反して諸外國においては、貿易統制といへば殆んど輸入統制に限られ、輸出統制はたゞ例外的に行はれるに過ぎない。¹⁾この相違は主として彼我の貿易情勢の相違より來

輸入統制の目的

第四十四卷 三八九 第三號 四九

1) 拙著、貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第六章輸出統制の諸問題 p. 113.

る必然の結果であるが、併し吾國もまた最近に至り、種々の事情より來る貿易情勢の變化のために、新たに輸入統制をも行はんとするに至り、それに必要なる輸入組合法または貿易統制法をも制定せんとする氣運が起つて來た。この機會において輸入統制に關する二三の問題につき考察しておきたいと思ふ。

何よりも根本的の問題は、吾國の現實において果して輸入統制を必要とするか否かにある。この問題は結局するところ、輸入統制が何の爲めに行はるか、換言せば如何なる目的をもつて輸入統制を行ふかといふ問題に歸着する²⁾。一般に貿易統制といひ統制經濟といふも、統制はたゞ統制のために統制を行ふべきではない。必ずや他の重要な目的を達するための手段として、從來のまゝの自由貿易や放任經濟では、如何にしてもその目的を十分に遂行し得ず、若くは少くともより合理的に有効にその目的を達しうる手段として、現實の必要に應じて行はるべきものである。従つて輸入統制の問題もまた吾國の現實に即して考究さるべきものであつて、たゞ一定のイデオロギーから出發して、すでに一般經濟が統制經濟である以上は、輸入統制もまた直ちに行はるべきものと考へ、或はまた輸出統制にして既に行はれてゐる以上は、その半面たる輸入統制もまた直ちに行はねばならぬと考ふるが如きは正しくない。これ吾々が最初に先づ、吾國の現實に即して輸入統制の必要あるか否かを考へ、そのために本論においては、先づ輸入統制の目的につき考察せんとする所以である³⁾。

さて輸入統制は前述の如く主として歐羅巴諸國において、既に早くより盛んに行はれつゝある所であるから、彼等の輸入統制が果して如何なる目的から行はれてゐるかを顧み、同様の事情は吾國においても同様に存在するか否かを先づ考へねばならぬ。

2) 拙稿、輸入統制の目的(「綿業時報」第五卷第一號 p. 39)

3) 瀧谷善一氏、輸入統制に就て(「國民經濟雜誌」第六十二卷第一號 p. 82)

一般的に言へば、諸外國の輸入統制は、何れも一九三〇年以後の世界恐慌から出發し、恐慌打開策として發展したものである。固より各國の輸入統制にはそれ〴〵の特殊性を有することは勿論であるが、併しそれら總ての輸入統制を通ずる一般的の目的は、世界恐慌の個別的打開にあつたことは疑ひ得ない。たゞこの恐慌打開策の具體的方法は、各國の恐慌がそれ〴〵の特殊性において顯現する必然の結果として、各國によりてそれ〴〵に相違するといふに過ぎない。

然るに吾國においては、なるほど一九三〇年の世界恐慌は、恰かもかの昭和五年の金解禁恐慌と同時に襲來して、諸外國に劣らず恐慌の打撃を受けたことは事實であるが、この打撃は二三年にしてほゞ克服せられ、諸外國の何れよりも早く恐慌の域を脱して、謂はゆる最近の躍進に向つて進んで來た。従つて吾國では、諸外國におけるが如き恐慌打開策としての輸入統制は、遂にその必要なくして今日まで來てゐる。反對に諸外國における輸入統制の反映として、吾國では却つて輸出統制を中心の問題として今日まで來た。それ故に單にこの點からのみ言ふ時は、吾國には輸入統制の必要はない。少くとも今日までの所では、殆んどその必要はなかつたと言ふことが出来る。

かくの如く現代の貿易統制は一九三〇年以來の世界恐慌から出發したといふ點から見れば、最近一二年來の如く世界恐慌の稍々打開されるに従つて、貿易統制もまた解消されねばならぬ様にも考へられる。一部の論者の中には、統制經濟または貿易統制をもつて全く一時的の恐慌打開策として把握し、従つて恐慌の打開と共に再びもとの自由經濟または自由貿易に復歸するであらうと考へるものも少くなかつた。然るに事實は全くこの豫想を裏

切つて、世界恐慌の打開に拘らず、統制經濟または貿易統制は反對にますます強化せられることゝなつた。

これは何故かといふに、この世界恐慌の打開が極めて特殊な性質を有するからであると考えられる¹⁾。その特殊性の一つは、この恐慌の打開が從來の景氣變動におけるが如く、經濟法則の自然の結果として打開されたといふよりは、寧ろ人爲的・政策的に、即ち統制經濟的に打開されたといふ點にある。従つて恐慌が打開されたところで、統制經濟は解消されるどころか、ますます強化されることは必然であり、そこから貿易統制もまたますます強化されるの勢にある。

世界恐慌の打開に關する第二の特殊性は、それが一般的・全面的の打開といふよりは、寧ろ特殊的・偏在的の打開といふ點にある。即ち世界的な軍備擴張に伴ふ軍需工業の勃興を中心とするものである。こゝから必然に謂はゆる準戰體制の強化擴充となり、その結果として統制經濟または貿易統制もますます強化されねばならぬ勢にある。それ故に準戰體制の續く限り、また一般の統制經濟の進む限り、貿易統制は恐慌の打開さるゝと否とに拘らず、また人の好むと好まざるとに拘らず、ますます強化されるものと考へねばならぬ。

各國の貿易統制が一般的に強化される以上は、その反映としての吾國の輸出統制もまたますます強化の傾向にあると考へられるが、然らば問題の輸入統制についてはどうか、今日または今後においても、果して從來と同じく輸入統制の必要なくして行けるかどうか、これが今日および今後の問題である。之を考ふるためには、更に諸外國の輸入統制について、各國の特殊の目的につき検討し、之を吾國の現實と對照せしめて考察せねばならぬ。

1) 拙著、貿易統制の研究(第二卷) 自序 I—2.

二、諸外國における輸入統制

諸外國において盛に行はるゝ輸入統制は、一般的には世界恐慌の個別的打開を目的とすること前述の如くであるが、併しその世界恐慌が各國において具體的に現はるゝ特殊の形態に對應して、各國の輸入統制もまたそれぞれ特殊の目的を有することとなる。

第一に、輸入統制の最も嚴格に行はれつゝあるドイツにおいては、一九三一年七月の金融恐慌を契機として、主として爲替相場を維持し、通貨價值を擁護するために、國際收支の維持または改善を目的として、輸入統制を行ふものである。¹⁾従つてその輸入統制は、主として輸入制限となるものであるが、併しその輸入制限はそのこと自身を目的とするものではなく、寧ろ輸入爲替を制限して爲替相場を維持し、國際收支の悪化を防いで通貨價值を擁護せんとするに過ぎず、即ち爲替上の目的を達するための手段として輸入を制限するに過ぎない。従つて爲替手段によらずして行はるゝ輸入または輸出と相殺的に行はるゝ輸入ならば、敢えて之を制限する必要を見ない。その結果として、謂はゆる封鎖マルク制となり、爲替清算制となり、最近ではまたアスキ制度(Das „Aski-Geschäft“)となつて現はれつゝある。何れにせよドイツにおける輸入統制の目的は、國際收支の維持・對外支拂の制限等々主として爲替上の目的に出づるものであつた。たゞ極めて最近に至つて計畫されつゝある原料自給を中心とする四ヶ年計畫にあつては、國內の原料生産を促進する目的から、原料輸入を制限することも、恐らく今後においては現實の問題となつて現はれるであらうが、今日までのドイツにおける輸入統制の特徴は、寧ろ前述の

- 1) 拙稿、輸入統制の目的(前掲誌 p. 41)
- 2) 拙著、貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第十一章爲替清算制 p. 258.
- 3) 拙著、同上、參照
- 4) Die Bank, Jahrg. 29., Heft., 43., Okt. 1936.
新庄博氏、獨逸のアスキ制度(「國民經濟雜誌」62のI. p. 95—99.

點に求めねばならぬ。

然らば吾國においても此の種の目的よりする輸入統制は、果して現實の必要に迫られてゐるかどうか、蓋し吾國の貿易は周知の如く、最近の輸出躍進によつて著しく改善せられ、最近數年來はほゞ均衡状態に近づきつゝある。且つ貿易外の收支も著しく悪化したわけではないから、ドイツにおけるが如く國際收支または爲替政策上の目的から、輸入統制を必要とする根據は、今日までの状態では存在しなかつた。昭和十一年の貿易は、昨年と比較すれば多少は悪化して入超額一億三千萬圓に達し、こゝから國際收支の前途を悲觀する者もあるが、併しこの程度の入超額ならば、恐らく貿易統計上の誤差から推測して、實質上ではほゞ均衡状態にあるとも考へられる。従つて從來の如き状態においては、この種の目的より來る輸入統制は、吾國では未だ現實の必要に迫られてゐるわけではない。

たゞ昭和十一年末より昭和十二年初頭にかけて、豫算の膨脹・關稅の改正等を豫想して、見越輸入または見越輸入爲替を殺到せしめ、そのため爲替相場の下落を惹きおこさんとする形勢を生じた爲めに、外國爲替管理法を強化して、輸入爲替を制限せんとし、その手段として實質上の輸入制限を行つたとすれば、それはドイツにおける輸入制限とほゞその趣意を同じうするものである。併しながら其の後に起つた政變のために、尨大豫算は可なり削減せられ、關稅引上案もまた著しく改變せられたとすれば、恐らく爲替管理の強化より來る輸入制限も、最初の期限滿了たる七月末をもつて緩和せらるべく、差當つての必要は考へられない。たゞ將來の問題としては、軍需景氣の進展に伴ふ輸入増加と、輸出貿易の鈍化する結果として、顯著な入超傾向の現はれた場合には、之に

對する爲替對策として、ドイツにおけるが如き國際收支の改善・爲替相場の維持・通貨價值の擁護を目的とする輸入統制が、或は實施される必要に迫られるかも知れない。併しそれは何處までも爲替對策の目的よりする一つ的手段としての輸入統制であり、輸入統制そのものを目的とするのではないから、例へば爲替を伴はざる輸入——無爲替輸入——ならば、少くともこの目的からは何ら差支ないのみならず、それは將來において或は起り得るかも知れない必要であつて、今日の所では兎も角、一般的には未だその程度に達してゐるわけではな

5。
第二に、フランスにおける輸入統制は、輸入割當制 (Quota-system) を中心とするものであるが、之はまたドイツにおけるとは全く異なる目的の下に行はるゝ輸入統制である。即ちフランスにおいては世界恐慌の打撃に拘らず、最近まで金本位制を維持し、デフレーション政策を強行した爲めに、國內産業の窮迫甚だしく、且つ爲替相場を高く維持した爲めに、爲替相場の下落せる諸外國の商品の殺到する所となり、こゝに外國商品の輸入を防遏して國內産業を擁護せんとし、そのために輸入割當制を中心とする輸入制限を行ふに至つたものである。即ちこゝでは輸入統制の目的は主として産業上にあり、國內産業の擁護にあつた。而かもそれは積極的に國內生産を新たに促進せんとするよりは、寧ろ恐慌による産業の打撃を緩和せんとする消極的のものであつた。この點に於てドイツにおけるそれとは著しく對照的である。一言にせば世界恐慌が主として金融恐慌として現はれたドイツでは、主として金融上の目的から輸入統制を行つたに反し、主として産業恐慌として現はれたフランスにおいてはまた必然に産業上の目的から輸入統制を行ふことゝなつたものである。

1) 拙著、貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第七章輸入割當制
2) 拙著、貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第七章第八章第九章參照

然らば吾國において此の種の目的よりする輸入統制は、果して現實の必要に迫られてゐるか、周知の如く吾國はすでに早く金本位制を離脱し、世界における著名の爲替低落國として、爲替ダンピングを現出せしめつゝ輸出躍進を續けて來たのであるから、フランスと同じ事情の下に輸入統制を行ふ必要は殆んどない。また近き將來においても、爲替相場を自然に放任すれば、低落傾向を免れない諸事情の下にあるから、國內産業の窺迫を救済するための輸入統制は、恐らくその必要を生ずべしと思はれない。たゞ積極的に、例へば後に述ぶるが如く原料品またはその代用品の國內生産を促進するために、輸入統制を産業目的に利用する必要を生ずることは、恐らく起りうるであらうと考へられる。

第三に、イギリスの本國ことに植民地における輸入統制は、主として本國の産業保護なかつて綿業保護の目的より行はるゝことも周知である。¹⁾ イギリス産業の趨勢的衰頹は、最近の世界恐慌によつて急速に顯著となり、この類勢を挽回するためには、英本國ことに植民地の市場を維持せねばならず、そのために輸入割當制その他の輸入統制を施行するに至つたものである。換言せば市場維持策としての英帝國ブロックを強化するために輸入統制を實施して、ブロック經濟内部の相互貿易を促進せんとするものである。即ちこの場合でも世界恐慌より來る國內産業の窮迫を打開せんとするものではあるが、併し直接には寧ろ相互貿易の促進を目的とするものである。この意味においては、ドイツの金融上の目的、フランスの産業上の目的に對して、イギリスは貿易上の目的より輸入統制を實施するに至つたと言ふことが出来る。

然らばこの意味の輸入統制は、吾國の現實において果して之を實施する必要に迫られてゐるか、周知の如く吾

1) 拙稿、輸入統制の目的(前掲誌 p. 40)

國の産業ことにイギリスと競争の地位にある綿業は、正にイギリスとは反對に、世界市場に向つて急速に躍進しつゝ今日まで來たから、イギリスにおけるが如く外國市場の維持策としての輸入割當制の如きは、今日ではまだ殆んどその必要を見ないと言ふことが出来る。英帝國ブロックに對比して、日滿ブロックを強化する政策は、各種の方面において極めて必要ではあるが、併しその爲めに日滿間に輸入割當制の如きを実施して、相互の市場を確保せねばならぬ必要は殆んど認められない。蓋し日滿貿易は之を自然の推移に放任したところで、相互貿易の絶對的優勢は殆んど確實であり、之を政治的・人爲的に統制して、互惠貿易を強制するが如き必要は、今のところでは殆んど存しない。従つて英帝國ブロックの内部におけるが如き輸入統制は、日滿ブロックの内部には殆んど現實の問題とはならないわけである。

たゞ將來の問題としては、イギリスの如き輸出市場維持策としての輸入統制も、或はその必要を見るに至る場合もなしとしない。例へば軍需景氣の進展に伴ふ輸入超過の著しくなる場合、または重工業の促進のために輸出市場を開拓する必要おこる場合に、積極的に輸出を促進する手段として、輸入統制を利用する必要おこることは、吾國の將來においても考へ得られる。たゞこの場合においても、直ちに輸入統制に飛躍するものではなく、まづ第一には求償貿易の要求となつて現はれ、その結果として輸入統制に進むものである。而かも之はイギリスにおけるが如き消極的な市場維持策ではなく、積極的な市場擴張を目的とするものである。併し現實の段階はまだ其處まで進んでゐるわけではない。

以上述ぶるが如く、ドイツ・フランス・イギリスにおける輸入統制は、何れもそれ／＼の現實の必要に應じて

それ／＼に相違する特殊目的をもつて實施されつゝあるものなるが、その何れの目的について考ふるも、吾國の現實に於いては之をそのままに模倣する必要を認められない。即ち吾國においては、獨・佛・英におけるが如き輸入統制は、今日ではまだ現實の必要に迫られてゐないと言ふことが出来る。たゞ之は今日までの事實について言ひうることであり、將來において國民經濟および貿易上の變化の起る場合には、諸外國ことにドイツにおけると同じ意味の輸入統制を必要とする時代は、或は來るかも知れない。けれどもそれは必要の起る場合に、必要の程度に應じて實施すれば足りるわけであつて、まだ現實の必要なき今日から、之を實施する要はないと考へられる。

三、吾國における輸入統制の目的

併しながら吾國においては、諸外國におけるとは異なる意味での輸入統制は、之を必要とするのではないか、即ち吾國には吾國の事情に適應する獨特の目的と方法の下に、特殊な輸入統制を必要とするか否かの問題は、以上の考察とは別に離れて考ふべき問題である。蓋し前節に論ずる所は、たゞ諸外國におけると同様の輸入統制はまだ吾國では現實の必要に迫られてゐないと言ふに過ぎないからである。

いま吾國の現實において輸入統制を必要とするに至る場合を考ふるに、

(一) 通商擁護法の發動する場合¹⁾

通商擁護法の發動した結果として、十割以内の關稅追課の外に、輸入數量の統制を行ふ場合これである。法律

1) 拙著、貿易統制の研究(第二卷) 第二篇第六章參照

上では『輸出若ハ輸入ノ禁止、若ハ制限ヲ爲スコトヲ得』(第一條)となつてゐるから、輸入禁止および輸入制限をなしうるものではあるが、併し此の法律は、『外國ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對應シテ』(第一條)消極的・受動的にのみ發動しうるに過ぎないから、諸外國におけるが如き積極的・能動的の輸入統制ではない。また此の法律は特定の相手國に對してのみ、一時的に發動するに過ぎないから、諸外國におけるが如き一般的・永續的の輸入統制でもない。言はゞ例外的のものである。

加ふるに通商擁護法の發動した場合でも、常に必ずしも輸入統制を実施するとは限らない。例へばこれまで現實にこの發動を見たる二つの場合について見るに、昭和十年七月二十日カナダに對して發動された場合は、たゞ從價五割の輸入税を追課したに過ぎず、従つて輸入統制の問題も起らなかつた²⁾。然るに昭和十一年六月二十四日濠洲に對して發動された場合には、肉類・バターその他に對しては、前と同じく從價五割の輸入税を追課すると同時に、羊毛・小麥その他に對しては輸入許可制を実施し、實質上の輸入禁止を斷行した³⁾。即ち通商擁護法の發動は、この場合に始めて輸入統制を齎らすことゝなつたわけである。何れにせよ此の法律の發動した結果は、二つの場合を通じてほゞ期待された効果を齎らして、通商を擁護することが出來たから、今後においても必要に應じて發動する機會もあるべく、その結果としての輸入統制の行はれることも考へられる⁴⁾。

(二) 貿易協定の成立する場合

こゝに貿易協定とは兩國間の貿易數量の協定を意味し、從來の意味における通商協定、または通商條約ではない。最近の國際間における傾向は、各國とも個別的に相手國との間に貿易數量の協定をなす點にあるが⁵⁾、數量協

2) 拙著、同上 p. 297—306.

3) 拙著、前掲書 p. 319—334.

4) 瀧谷善一氏、前掲論文 p. 83.

5) 拙著、貿易統制の研究(第一卷) 第三章第四章參照

定の成立する場合には、その結果として輸入統制を必要とすることが多い。吾國と諸外國との間に成立せるこの種の貿易協定には二つある。一は昭和九年一月より實施さるゝに至つた日印協定であり、二は昭和十二年一月より實施されつゝある日濠協定である。

日印協定における數量規定は、まづ基準數量として印棉百萬俵の輸入に對する綿布三億二千五百萬碼の輸出を認め、次に伸縮數量として印棉一萬俵の増加に對し綿布百五十萬碼の増加、印棉一萬俵の減少に對して綿布二百萬碼の減少を規定し、第三に最大數量として印棉百五十萬俵に對する綿布四億碼を規定してゐる。¹⁾これらの數量協定のうち、吾國の輸入統制に關聯しうるものは、最後の最大數量である。今かりに吾國が一ヶ年に輸入しうる印棉の最大數量を百五十萬俵と限定されたとすれば、この限度を超過せざるやう吾國に於いて印棉輸入を統制せねばならぬ筈である。然るに實際においては、日印協定に伴ふ輸入統制は全く行はれてゐない。印棉輸入は全く自由に行はれて來た。これは何故かと言ふに、謂はゆる最大數量なるものは一應の最大量を示すに過ぎず、決して文字通りに絶對的の最大限度を意味するものではない。たゞ之を超過せる數量だけは翌年度に繰り越して計算されると言ふに止まり、實際には何等これに拘束されることなく自由に輸入しうるからである。之によりて明らかなる如く、貿易數量の協定も、常に必ずしも輸入統制を伴ふといふわけではない。

然るに日濠貿易協定にあつては、昭和十二年一月より十三年六月まで一ヶ年半の間に、羊毛八十萬俵の輸入をなし、之に對して同じ期間に綿布(製袋用キヤラコを除く)および人絹布をそれ〴〵七千六百八十七萬五千萬碼づゝ輸出しうることゝなつてゐる。²⁾この數量協定については未だ詳細なる内容を知悉し得ないけれども、今日まで

1) 拙著、同上(第一卷) 第二章 第二篇 第六章 p. 329—330.
 2) 拙著、同上(第二卷) 第二章 第二篇 第六章 p. 324—329.
 3) 拙著、同上(第二卷) 第二章 第二篇 第六章 p. 334—337.

に知り得る所では、日印協定の最大數量とは異なり、濠洲羊毛八十萬俵の輸入は、絶對的に守らるべき最大限度であり、また原料分散買付の必要から、之を絶對的の最高限度となさんとする様である。然る場合には茲に當然の結果として、濠洲羊毛の輸入統制を必要とすることとなり、實際には輸入許可制を採ることとなり、なつてゐる。

それ故に貿易協定の結果として、輸入統制を必要とするに至るか否かは、その數量協定の規定の内容如何に依存する。印棉輸入數量の規定の如く、たゞ一應の相對的規定に止まる場合には、必ずしも吾國の輸入統制を必要とせず、反對に濠毛輸入數量の場合の如く、それが絶對的數量の規定を意味する場合には、吾國の側においてその輸入を統制せねばならぬ。而して斯かる規定の内容上の相違が、何處から來るかといふ問題は、この場合ことに重要な問題である。それは要するにその貿易協定に内在する彼我の地位または態度の相違に由來するものである。例へば日印協定にあつては、他の機會にも論評せる如く、¹⁾すべての規定は印度本位であり、印棉輸入を前提としてのみ、吾國の綿布を輸出しうる規定となつてゐる。従つて印度棉花の輸入は、事實上是無制限となり自由となり、従つてまた輸入統制の必要は起らず、反對に輸出綿布の統制のみを必要とするに至つたわけである。然るに日濠協定にあつては、事實においては吾國の濠毛依存度は印棉依存度に比し遙かに大なるに拘らず、原料國策または分散買付の政策の結果として、却つて濠洲羊毛の輸入を制限することとなり、その數量規定を絶對的の最大限度たらしむる結果となつたものと考へられる。従つて將來において若しも吾國が、自國本位の貿易協定を自主的に、積極的・能動的に成立せしむることとなり、この種の貿易協定の結果は、必然に吾國側の輸入統制を必要とするに至るであらう。

1) 拙著、貿易統制の研究(第二卷) 第二篇第二章參照

(三) 求償貿易の必要おこる場合

輸出入貿易を相手國別になるべく均衡に近づけんとする要求は、現代貿易統制の一つの目標であるが、この傾向は謂はゆる求償貿易の要求となつて現はれる。吾國において既に具體的問題となり、且つ部分的に行はれつゝあるのは、中南米地方および近東地方の如き、吾國の出超先の諸國から求償貿易を要求される場合である。この場合には當然に輸入の増進となり、輸入統制を必要とするに至らば、諸外國とは反對に輸入を増進するための統制を行はねばならぬ。實際には何等の法規的根據なくして、是等の地方への輸出組合において、輸入増加を全く自治的に圖りつゝあるから、言はゞ自治的統制による輸入統制を行ひつゝあると言へる。併し之が今一段の發展をなすに至らば、必然に法的根據に基づく輸入の強制的増加を必要とするに至るべく、その場合にはその反映として、他の地方からの輸入制限を必要とすることあるべく、そのためにも輸入統制を必要とする事態を生ずることがあり得る。²⁾

右は外國よりの求償貿易に應ずる場合であるが、反對に將來の必要ある場合には、吾國より進んで諸外國に向つて、求償貿易を要求することも考へられる。例へば北米合衆國・獨逸・加奈陀・濠洲の如き著しき入超先に對して、求償貿易を要求して吾が商品の輸出を増進せしめんとする場合これである。この要求だけでは直ちに輸入統制の必要を生ずるわけではないが、相手國がこの要求に應じて、兩者の間に求償的の貿易協定を成立せしむるに至れば、吾國も一定商品の輸入を確保する必要を生じ、そこから輸入統制を必要とするに至るであらう。今日までは吾國より進んで求償貿易を要求する必要も少なかつたが、今後において準戰體制の進展に伴ふ輸入増加または

1) 拙著貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第三章 p. 73.

2) 瀧谷善一氏、前掲論文 p. 85.

國際貸借の惡化の起る場合には、之に對應する輸出促進を計る方法として、現實の必要に迫らるゝこと無しとならう。

(四)原料品の分散買付を行ふ場合

原料品の分散買付が現實に必要なものは、二つの場合がある。一は貿易調整の目的から、例へば入超先の北米合衆國からの棉花輸入を減じて、之を出超先の南米ブラジルからの棉花輸入に轉換するが如き場合であり、他は準戰體制の國策的要求から、危險分散主義の原則に従つて、原料の集中的買付を回避せんとする場合である。何れの場合でも貿易を自然に放任しては實現し得ない状態を、政策的に現出せしめんとするのであるから、一方に對しては輸入制限を行ひ、他方に對しては輸入促進を計り、以つて文字通りに輸入統制を行はねばならぬ。前述の濠洲羊毛に對する輸入統制は、一つは此の意味を有するものでもある。吾國の輸入原料品のうち此の目的の對象となりうるものは、棉花・羊毛・鐵・石油・木材等である。

(五)原料品または代用品の自給を計る場合

準戰體制の擴充から來る原料自給政策は、今日の世界的傾向の一つであるが、從來の自給政策は主として關稅の方法を採つたに對し、最近では輸入數量の制限によつて國內生産を保護獎勵する方法を採ることゝなつた。蓋し國際ダンピングや爲替戰爭の盛行する現代では、關稅のみでは最早その目的を達し難いからである。而して原料品のうち謂はゆる粗生原料品の生産は、自然的條件に制約せらるゝことが多いから、例へば吾國において棉花・羊毛の自給を計るが如く、多大の犠牲を拂ふも尙且つ困難な場合が少くない。斯くの如き場合には二つの方

策が考へられる。一は斯かる原始生産物の供給を、例へば滿洲・支那の如きなるべく近接の地方に求むるか、一は代用品の自給を國內に求めるか何れかである。前の場合には前項に論ずる原料品の分散買付となる。後の場合には例へば羊毛代用品としてのステープル・ファイバー、石油代用品としての石炭液化の如く、主として技術の進歩に依存する所の製造品を以つてすることとなる。何れの場合でも適確なる効果を期待するためには、輸入の數量的統制を必要とすることは同じである。

原料品のうち生産過程を経たる半成品または機械その他の生産手段の自給を計ることもまた、準戰體制の重要な要求となつて來るが、是等のものは自然的條件よりも寧ろ主として技術的條件に制約されるから、自給政策はより、效果的に行はれうる可能性が多い。このためにも従來は主として關稅の方法によつたものであるが、確實に効果を期待するためには、輸入統制をもつてより、有效な方法とする。

國內生産の確保を目的とする輸入統制は、必然に輸入制限となるものであるが、その輸入制限の程度または限度は、何を標準として定めらるべきか、理論的に考へらるゝことは、國內一ヶ年の需要または必要量を測定し、この數量より國內生産能力を控除したるものを以つて、輸入數量とするにある。¹⁾この場合に需要數量は過去の數字に趨勢値を加味して算出さるべく、國內生産能力もまた過去の生産數量に生産力増加の趨勢値を斟酌して測定することが出来る。

(六) 爲替管理を強化する場合

爲替管理を強化するときには輸入統制にまで發展することは、さきに獨逸における輸入統制につき論述せる所に

1) 拙著 貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第八章 p. 171—172.

よつても明らかであり、また近く昭和十二年一月以來、吾國においても經驗しつゝある所である。而して膨大豫算案が削減され關稅改正案が改修されるならば、吾國の爲替管理も單なる一時的現象に終るであらうけれども、將來における準戰體制の進展如何によつては、恐らく爲替管理を強化するの必要なきを保し難い。

ところで爲替管理と輸入統制とは、人の考ふる程には必然の關係にあるものではない。蓋し爲替管理は如何に之を強化したところで、目的は爲替上にあり、従つて管理または制限の對象は爲替の賣買に限られる。たゞ爲替を制限する必要から、輸入をも間接に統制することゝなるが、併しそれは爲替となつて現はれる限りの輸入に過ぎず、爲替と關係なき輸入たとへば無爲替輸入の如きは、爲替管理の趣旨から言へば、何ら制限さるべき性質のものではない。例へば一九三四年八月にはドイツの爲替管理の強化された結果、輸入爲替の許可は僅かに一九三一年の五%にまで制限されたけれども、現實の輸入貿易は著しく減退したわけではない。輸入貿易そのものを制限するためには、爲替管理法とは別に、輸入統制法または貿易統制法を必要とし、この法律なくして爲替管理法によつて輸入許可制を実施することは出来ない。

たゞ併し現實においては、一般に輸入貿易には輸入爲替を伴ひ、従つて輸入爲替の制限は輸入貿易の制限となるのが普通である。法制上の問題を姑らく別とすれば、爲替管理の強化が輸入統制を必要とするに至ることは事實である。²⁾而してこの場合の輸入統制は、輸入品の種類によつて、制限の程度を異にすることゝなる。例へば獨逸においてはこの見地から輸入品を三種に分類し、最初は先づ國民生活にとり必ずしも必要ならざる完成品としての消費財(第三類)の輸入を制限し、次いで國民經濟に必要な半成品および完成品としての生産財(第二類)

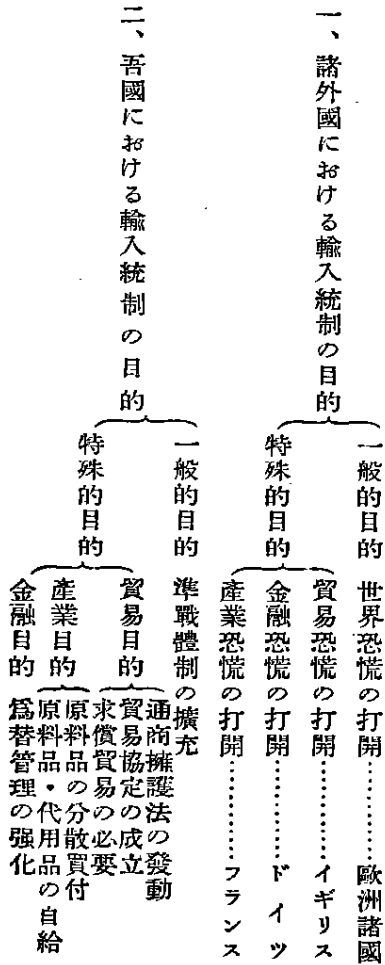
1) 拙著 貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第十一章 p. 262.

2) 拙著 爲替理論と爲替問題 p. 328.

に移り、最後の場合において、始めて國民經濟に必要な原料品および食料品(第一類)にまで制限を及ぼすこととした。吾國においては最初より直ちに棉花・羊毛の如き必要な原料品輸入を制限せんとし、また原料品の輸入關稅を創設せんとするが如きは、研究を要する問題である。

以上わが國の將來において、輸入統制を必要とするに至るべき場合につき考察したるが、之によつて明らかなる如く、諸外國の輸入統制は一般的には世界恐慌の克服といふ消極的目的より來る過去の問題であつたに對して、吾國においては一般的には準戰體制の擴充といふ積極的目的より來る將來の問題である。たゞ最初の通商擁護法の發動または貿易協定の成立の如きは、直接には準戰體制とは關係なきやうではあるが、併し間接には之と全く無關係といふわけではない。而して吾國の輸入統制における此の特殊性は、一は時代の相違または歴史の發展より來り、一は吾が國民經濟の特殊性より來るものと考へられる。

最後に前節および本節に論究せる輸入統制の目的につき左に表示する。



四、輸入統制の目標

諸外國および吾國の輸入統制は、一般のおよび特殊的に種々の目的より實施せられ、また實施さるべきことは前論の如くであるが、然らば是等の目的を達するための輸入統制は、何を標準として何れの程度まで統制せんとするのであるか、こゝに統制の目的と關聯して、統制の目標に關する問題がある。

一般に現代的貿易統制の目標とする所は、貿易に關する限りでは、重商主義的の貿易差額主義ではなく、貿易均衡主義しかも統制的・個別的の均衡主義にあると言へる。¹⁾従つて貿易統制の一面をなす輸入統制にあつてもまた、主要なる貿易上の目標は、均衡主義にあると言ふことが出来る。

例へばドイツが金融恐慌の打開を目的として輸入統制を行ふ場合には、最近のアスキ制度において最も明瞭に看取される如く、輸出するだけを輸入し、受取るだけを支拂はんとするにある。即ち貿易均衡によつて國際收支の均衡を保ち、之によつて爲替相場の維持と貨幣價值の動搖を防止せんとするものである。吾國が將來において爲替管理を強化する結果として、金融目的より輸入統制を行ふことあるべき場合には、その輸入統制の目標はドイツの場合と同様に、貿易の均衡および國際收支の均衡にあるべきこと言ふまでもない。

フランスが國內産業の恐慌を打開する目的から輸入割當制を實施する場合には、その輸入制限の目標は前述の如く國內需要量と國內生産力との差額にある。而かも自給生産を目的とする場合とは異なり、恐慌打開の場合には必ずしもこの差額の縮少を目標とせず、寧ろ從來の程度または少くとも恐慌前の程度に之を維持する所に目標

1) 拙著 貿易統制の研究(第一卷) 第一篇第三章 p. 70—73

をおくものである。併しながらこの場合にも、たゞ單純に輸入を制限せずして、割當制によつて之を輸入先の各國に割當てるのは、一は之によつてその輸入制限を確保せんためでもあるが、一はまた之によつて各國別の貿易をなるべく均衡に近づけたためでもある。即ち輸入割當の目標もまた貿易均衡にあると言ふことが出来る。

然るに吾國が産業目的から輸入統制をなすことあるべき場合は、前述の如く第一は原料分散買付の目的であるが、これはまた貿易調整の目的か、或は準戰體制擴充の目的か何れかである。前の場合にはその分散買付の目標は、主として各國別の貿易均衡にあるが、後の場合には必ずしも然らず、例へばなるべく多量の供給源をなるべく近接地方に求めんとするが如く、全く異なる國策的または國防的見地が目標となる。産業目的よりする輸入統制の第二は、原料品または代用品の自給生産であるが、この場合の目標は、國內生産の増加によつて輸入を防遏し、それによつて貿易均衡を達成せしめんとするよりは、寧ろ準戰體制の整備充實により必要な原料品の自給を積極的に計らんとするにあるから、その目標は國內需要量と國內生産力との差額を最小ならしめんとするにある。従つて貿易上では輸入を可能なる最少限度にまで制限するにあるが、併し國內生産力を考へずして徒らに輸入を制限しては、國內需要を充たし得ず、價格騰貴を惹きおこして、目的とする準戰體制の整備と矛盾するに至る。従つて具體的なる現實の目標は、國內需要量より國內生産量を控除したる所に置かれねばならぬ。

貿易依存度の最大なるイギリスにおいて、具體的なる世界恐慌の打開が、主として貿易恐慌の打開といふ形態を採つたことは極めて當然であるが、この目的から實施される輸入統制は、主として植民地における輸入割當制の實施となり、その目標は實際には植民地貿易の獨占といふよりは、寧ろ世界恐慌以前の貿易状態に復歸するに

あつた。即ちイギリスが多くの植民地に實施したる輸入割當制の基準は、主として一九二七年より一九三一年に至る五ヶ年平均の輸入を採つたものであつた。¹⁾従つてこの目標は均衡貿易の實現または植民地貿易の獨占といふよりは、寧ろ恐慌前の状態への復歸にあつたと言ふことが出来る。たゞ實質的には獨占貿易に近づくことは否定できない。

吾國が貿易目的から輸入統制を必要とするのは、前述の如く三つの場合を考へられるが、第一に、通商擁護法の發動する場合の輸入統制は、その外國をして邦品に對する不當なる措置を反省せしむるために行ふのであるから、その目標は最大の影響を與へうる點にある。そこには最早、貿易均衡の如きは目標とならず、例へば實質上の輸入禁止さへ行はれうる。たゞ併し間接的には、之によつて當該外國を反省せしめ、その不當なる措置を是正せしめて、結局は兩國間の貿易をなるべく均衡的に發展せしめんとするに外ならないから、この意味では間接的目標は貿易均衡にあると言ふことも不可能ではない。

第二に、貿易協定の成立する結果として行はるゝ輸入統制の目標は、その協定の内容として規定せらるゝ貿易數量にあることは言ふまでもない。而して協定内容の數量の決定せらるゝのは、協定成立當時の事情によつて異なりうるけれども、多くは過去數年間の平均状態が基準となり、之に對して貿易均衡の要求から多少の修正の加へられることが多い。それ故にこの場合の目標は、直接には協定數量であり、間接には在來状態の維持または貿易均衡への接近にあると言ふことが出来る。

第三に、求償貿易の必要から輸入統制を行ふ場合には、それが相手方の要求による場合たると吾國からの要求

による場合たるとを問はず、主要なる目標は貿易均衡にある。而してこの場合の貿易均衡は、輸入増加または輸出増加によつて積極的に達成するものであるから、具體的の目標としては、相手方より要求されたる場合には、輸出の程度にまで輸入を増加するにあり、吾國より要求する場合には、輸入の程度にまで輸出を増加するにある。

斯くの如く輸入統制を何れの程度にまで行はんとするかは目標は、輸入統制の目的が一般的・抽象的には一定しながらも特殊的・具體的には種々に相違し得べく、その特殊的目的との必然の關聯において定まるものである。これ吾々が茲に輸入統制の目的について考察したる因みに、その目標につき併せ考へたる所以である。輸入統制については尙ほ考ふべき多くの問題が残されてゐる。それらに就ては何れまた次の機會に論究することとする。(一一・二二・二〇)